



「余市川桜まつり」を4年ぶりに開催！

日 時：令和5年5月3日（水・祝）、4日（木・祝）
午前10時から午後3時

場 所：道の駅交流広場

（道の駅スペース・アップルよいち内）

ソメイヨシノを中心に約500本の桜並木が余市川沿いに広がります。屋台が出店するミニイベントも開催。

会場にご当地キャラクターのソーラン武士!!とお友達が来てくれるかも!?



問合せ 余市観光協会 ☎22-4115



余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業の実施

近年、ヒグマやエゾシカ等の大型有害鳥獣による農業被害や、特定外来生物であるアライグマによる被害が急増しており、本町としても被害防止対策に力を入れているところであります。

つきましては、有害鳥獣による農業被害を防止することを目的とした被害防止対策設備（電気柵・箱わな）購入に対する補助を実施しますので、希望者は交付申請書及び関係書類を添付し、期日までに農林水産課まで提出してください。

補助対象要件【基本事項】

■下記の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有する者であって、町内において営農する経営体。
- ・有害鳥獣被害防止対策設備の設置場所として、自らが常時管理できる自己所有地、又は土地所有者から同意を得た場所に設置できること。
- ・電気柵の購入については、有害鳥獣による農業被害（侵入）防止を目的とするものであること。
- ・箱わなの購入については、特定外来生物であるアライグマの捕獲を目的とするものであること。

■補助対象設備 ※既に購入済のものや補修用部品等の購入は対象となりません

- ・電気柵（有害鳥獣侵入防止を目的とするもの。）
- ・箱わな（特定外来生物アライグマの捕獲を目的とするもの。）

■補助率

補助率は、購入金額の1/2以内とし（千円未満の端数は切り捨て）、電気柵については5万円、箱わなにについては1万円を上限とします。また、申請は同一年度において、1経営体につき1回限りとします。

※消費税納税義務者は消費税額を除いた金額が対象となります。

※購入に際し、複数見積等により購入金額の低減に努めること。

※申込みが多数の場合は、予算の範囲内で按分するため、補助額が下がります。

■申請受付

提出期限：5月31日（水）（※期日厳守）

提出書類：①交付申請書 ②見積書の写し（2社以上） ③設置場所位置図（任意様式）

④納税対応状況申出書 ⑤交付決定前着手届（交付決定日より以前に事業着手する場合）

提出場所：農林水産課

■その他

- ・補助事業が完了したときは、実績報告書と領収書（写）等の提出が必要となります。
- ・詳細につきましては余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金交付要綱に定めます。
- ・関係書式は農林水産課又は、JAよいち（営農販売部）でお受け取りください。

問合せ 農林水産課 農政振興グループ ☎21-2123